

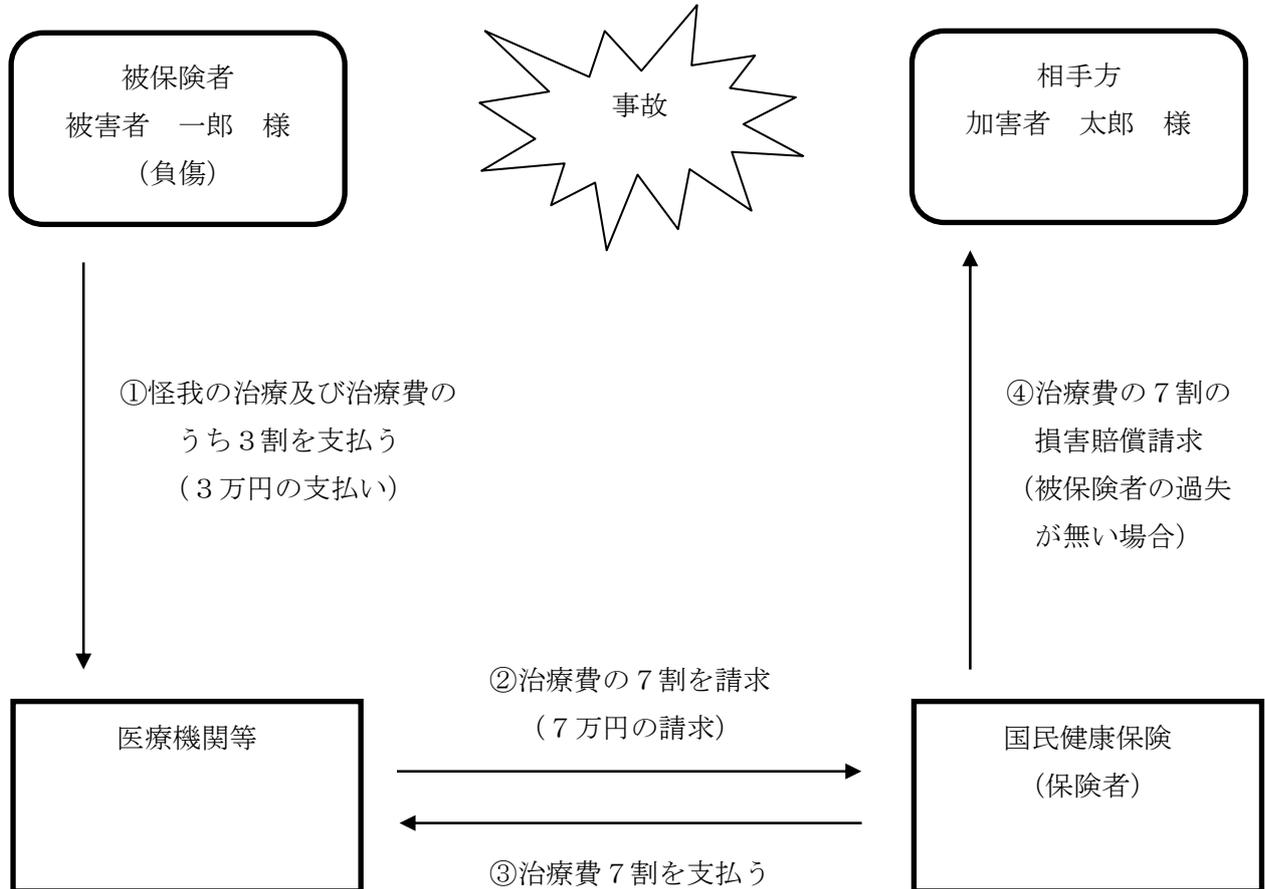
交通事故と損害賠償請求（国民健康保険で治療を受けた場合）

記載

例：医療機関等へ受診した場合の被保険者の自己負担3割（窓口負担）

治療費総額10万円の場合

過失割合：被保険者0%：相手方100%の場合



交通事故等の場合、この7割（保険給付）については交通事故の相手方（損害保険会社含む）に請求できることになっています。（過失割合に応じて減額あり）

例えば、相手方の過失が50%の場合は、 $7万円 \times 50\% = 35,000円$ が請求額（損害賠償請求額）になります。